

水素社会の実現に向けた連携協定書

東京都（以下「甲」という。）及び福島県（以下「乙」という。）は、水素社会の実現に向けて、グリーン水素の社会実装に資する取組について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、水素社会の実現に向け、モビリティ分野等における普及拡大、グリーン水素の活用促進、水素関連産業の振興等を図るため、相互に連携・協力して取組を実施することに関して、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施する。

- (1) 水素モビリティの導入拡大及び水素ステーションの整備促進に係る事項
- (2) 福島県産グリーン水素の東京都内における活用促進に係る事項
- (3) 水素関連産業の振興に係る事項
- (4) 水素関連技術に関する大学・研究機関との連携に係る事項
- (5) 水素の活用促進に向けた普及啓発・人材育成に係る事項
- (6) 水素の活用に関する規制の合理化・適正化に係る事項
- (7) その他本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

2 前項に基づく具体的取組の内容については、必要に応じて、別途定める。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た相手方（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報をいう。）を、法令の定めによる場合を除き、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、法令等に従うほか、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印又は署名の上、各自1通を保有する。

令和7年 2月 17日

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
甲 東京都知事

福島県福島市杉妻町2番16号
乙 福島県知事

水口下分子

内堀雅雄